基本目標5 ~健全な行政経営に持続可能なまち~

政策1 持続可能な行財運営を進めるまちをつくる



施策 1 健全な行財政運営

持続性のある健全な行政運営の推進に向けて、各種事業の適切な情報把握に努め、事業を計画的、重点的に実施するための体制づくりや、新たな行政課題に対応するための組織、人事管理の適正化を推進します。

また、町税等の収納率向上対策や受益者負担の適正化を図り自主財源の確保に努めます。 さらに、限られた財源の中での効果的な事業実施に向けて、施策、事業の的確な評価の実施 や、住民ニーズ等を把握し、無駄を省いた費用対効果の高い事業の選別を行い、健全な財政 運営を図ります。

■行政の取り組み

○効率的な行財政運営の推進

○事務事業の整理合理化の推進

○持続的な財政基盤の構築

○効率的なマネジメントシステムの構築

○住居表示の推進

■地域の取り組み

- 〇地域で効率的に進められる取り組みについては、積極的に活動を行います。
- ○行政サービスの確保のためにも、適正な受益者負担の責務を果たします。

■まちづくり指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 | 目標値 (H27) | 評価値 (H27) | 目標値 (H32) |
|--------------|----|------|--------------|--------------|--------------|
| 経常収支比率 | % | 99.1 | 90.0 | 91.4* | 90.0 |
| 健全な行財政運営の満足度 | 点 | 2.6 | 2.8 | 2.9 | 3.0 |

※平成 26 年度値

| 関連指標の推移 | 単位 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---------|----|------|------|------|------|------|
| 経常収支比率 | % | 82.8 | 88.3 | 88.8 | 89.5 | 91.4 |

政策1 持続可能な行財運営を進めるまちをつくる



施策 2 広域行政の推進

地方分権の進展及び効率的な行政運営を実施する上で広域的な視点からさまざまな事業を実施します。

また、広域行政を推進する中で、個々の自治体で実施する事業と広域で実施すべき事業を 取捨選択することにより、財政の健全化を目指します。

■行政の取り組み

○自治体経営の健全化

○関係市町との連携

○事務の共同化

■地域の取り組み

- ○実施されている広域行政については、その趣旨を十分理解するとともに、事業の活用に努めます。
- 〇広域行政で実施されている事業には、積極的に参加したり、協力するよう努めます。

■まちづくり指標

| 主な共同事務の内容 共同相手 | |
|---------------------|--------------|
| 常備消防事務 | 加古川市 |
| 救急医療事業 | 加古川市、稲美町 |
| 加古川総合保健センター | 加古川市、稲美町 |
| 地域保健医療情報システム事業 | 加古川市、稲美町 |
| 東播磨農業共済事業 | 加古川市、高砂市、稲美町 |
| 加古郡衛生事務組合 | 稲美町 |
| 2市2町コミュニティケアネットシステム | 加古川市、高砂市、稲美町 |
| 緊急通報システム | 加古川市、高砂市、稲美町 |
| 加古川歯科保健センター | 加古川市、高砂市、稲美町 |
| 加古川夜間急病センター | 加古川市、高砂市、稲美町 |
| 東播臨海広域ごみ処理 | 加古川市、高砂市、稲美町 |

第4次播磨町総合計画

基本計画中間見直し一概要版一

まちが いきいき きらめくはりま ~ 未来につなげる みんなのまちづくり ~

発行年月:平成28年3月

発 行:播磨町

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘 1-5-30

電話:079-435-0355(代表) FAX:079-435-3398





人権尊重「共に生きよう ふれあいのまち」宣言

(平成元年4月28日宣言)

ゆかしい歴史と恵まれた自然の中に生きるわたしたちは、心豊かに幸せな生活をおくりたいと願っています。そのために、一人ひとりがお互いのいのちと人権を大切にし、共に学び、仲間としてふれあい、共感の輪を広げていきます。ここに、わたしたちは人間尊重の原点に立ち、『共に生きようふれあいのまち』を宣言します。

わたしたちは

- 1. 人権意識を高め、あらゆる差別をなくします。
- 1. 学習をすすめ、正しい生き方を身につけます。
- 1. ふれあいを深め、あたたかい人間関係を築きます。



人と人が心をかよわせあいながら信頼関係を築き、「共に生きようとする」姿を表現し、色は対話のある温かい人間関係と差別のない明るい未来を表わしています。

播磨町住民憲章

(昭和57年3月27日制定)

歴史を物語る古代の村、自然の恵みと先人の努力により栄えてきたわがまち播磨、このまちを平和でさらに生きがいのあるふるさとに育てるため、この憲章を定めます。

わたしたちは

- 1. 花と緑を育て うるおいのあるまちをつくります。
- 1. たがいに尊敬しあい ふれあいの輪を広げます。
- 1. 働く喜びを味わい 明るい家庭をきずきます。
- 1. スポーツに親しみ 健康なからだにきたえます。
- 1. 学びを深め 豊かな文化を育てます。



播磨町の「ハリマ」を図案化したものであり、下側の開いた部分は港を表現しており、 播磨町が港を中心に未長く栄えるようにとの願いが込められています。

> 第 4 次播磨町総合計画 - 概要版 -基本計画中間見直し